

高崎市移住促進資金利子補給金制度運用Q&A

【利子補給の対象判断】

Q1 なぜ倉渕、榛名、吉井地域だけなのですか。

A1 高崎市内でも特にこの3地域は人口の減少率が大きく、このまま進めば地域の生活基盤やコミュニティの維持が困難になる恐れがあるため、この地域に限定して移住、定住化を促進するものです。

Q2 市内からの転居でも対象となりますか。

A2 同地域への人口減少の歯止めと、維持、増加を図る趣旨から、当面の間は市外からだけでなく市内別地域からの転居（移住）でも対象とします。同地域内の転居（吉井から吉井など）は対象になりません。

Q3 もともと対象地域に住んでいましたが、今は仕事の都合で東京に住んでいます。対象地域内にある実家の隣に新たに住宅を建てて引っ越そうと考えていますが対象となりますか。

A3 新しい住宅に居住する直前の1年以上連続した期間について、住宅を取得した地域以外に住んでいれば、Uターンによる移住も対象となります。

Q4 住宅の建築期間中、同地域にある賃貸住宅に仮住まいをしていました。住宅完成後に入居すると同地域内の転居になってしまうのですが、対象となりますか。

A4 移住前に利子補給対象住宅の取得に係る契約を済ませるなど、移住前から住宅取得する意思をもって同地域に一時的に居住したことが確認できる場合は、利子補給金の申請対象となり得ます。その場合、認定申請時に住宅取得にかかる契約書等を追加で添付いただき審査することとなります。

Q5 対象地域に土地を買ってアパート経営しようと思っていますが対象となりますか。

A5 原則として、自らが居住するための不動産の取得となるため、対象とはなりません。ただし、アパートの管理人として居住する場合は、対象となる場合があります。それぞれのケースに応じて審査して決定します。

Q6 いずれ家を新築して移住する予定で、当面土地だけを購入する予定ですが、対象となりますか。

A6 土地だけの取得に対する融資は対象となりません。住宅の取得にあたり付随する土地を併せて取得する場合は、その土地も含めた融資全体が対象となります。

Q7 移住して農業を始めるため農機具購入のための融資は対象となりますか。

A7 居住するための不動産取得に係る融資のため対象とはなりません。

Q8 私（夫）が融資を受け、家族（妻と子ども）で移住しようと考えているが、仕事の都合で私が単身で転居しなければならない可能性が出てきてしまいました。この場合、補給金は受けられなくなってしまいますか。

A8 交付対象者自らが居住することが原則です。世帯構成員が引き続き居住する場合、対象となる可能性がありますので、速やかにご相談ください。それぞれのケースに応じて審査して決定します。

Q9 交付決定を受け移住し、2年が経過した後に、やむを得ない理由により家族共々転出しなければならなくなった場合、すでに交付を受けた分の補給金を返還しなければなりませんか。また、残りの分はどうなりますか。

A9 補給金の趣旨は、対象地域に定住してもらうことですが、やむを得ない理由により転出しなければならない場合は、返還は求めません。ただし、趣旨とは異なり悪意があると認められる場合は返還を求めることがあります。

また、転出後の補給金は取り消しとなり、交付されないこととなります。

Q10 店舗を兼ねた住宅を建築しようと思っています。この場合は対象となりますか？

A10 原則申請者が住むことを前提とした住宅であれば対象となります。ただし、利子補給の対象となるのは、住宅部分（住宅ローン）に係る融資のみです。

Q11 途中繰り上げ返済を予定しています。また、途中融資の借り換えをする場合についてはどうなりますか？

A11 繰り上げ返済に係る償還額については、利子補給の対象とはなりません。繰り上げ返済以降に支払う毎月の利子については対象となります。また、融資の借り換えを行った場合は、新たに返済を行うことになった融資についても、引き続き利子補給の対象となります。（ただし、増額分は対象外です。）これら融資内容に変更が生じる場合については、その都度「移住促進資金利子補給金認定変更届」を提出し、新たに審査を行う必要があります。

【認定申請】

Q12 補給金が支給される期間はいつからいつまでですか。

A12 認定申請を行った日の翌月に返済する利子から60か月分です。同時に借入れをした融資がある場合は認定申請を行うタイミングにご注意ください。

Q13 土地と住宅それぞれでローンを借りました。融資が複数ある場合、認定期間はいつからいつまでになりますか？

A13 認定された融資が複数ある場合、認定申請をした翌月に先に利子の支払いがある融資を基準に期間を計算します。

Q14 給付金額の上限はありますか。

A14 金融機関の審査を経て実行された融資が条件になり、制度上の上限額は設けていません。ただし、予算の範囲内での交付となります。

Q15 一回認定申請をしたあと、再度申請をすることはできますか？例えば、土地付きの中古住宅を取得した際に交付決定を受けたが、住んでみたら大規模なリフォームが必要となったため、別の融資を受けた場合はどうなりますか。

A15 多くの人を対象としたいため、認定申請は一人一回の交付となります。上記例の場合、住宅の取得とあわせて実施するリフォームの融資のみ対象となるため、住み始めた後に実施したリフォームにかかる融資は対象となりません。

Q16 申請手続きは1回だけですか。

A16 利子補給制度の認定申請は1回ですが、交付申請は認定期間中、毎年必要です。1年毎（1月～12月）に利息を支払ったことを証明する書類等を添えて毎年1月に交付申請書を提出していただき、審査を経て補給金をお支払いします。

【交付申請】

Q17 前払いで交付を受けることはできますか。

A17 できません。返済を確認した後に交付することになります。

Q18 返済予定日が12月30日のところ、金融機関休業日のため、口座振替が翌年の1月4日になりました。この場合、12月分はどのように扱われますか。

A18 返済予定日が休業日にあたり、口座振替が翌営業日となる場合、翌営業日も交付対象期間に含みます。

【高崎通貨】

Q19 高崎通貨を夫婦で半分ずつ受け取ることや、受け取った高崎通貨を家族に送金することはできますか。

A19 高崎通貨を案分することや、送金することは出来ません。最も利用頻度が多いことが見込まれる方を受給者にしてください。当初の交付認定を受けた方以外を受給者にする場合、認定を受けた方が押印した、受給者への委任状が必要になります。